

佐 賀 県 公 報
平成17年12月28日号外第2号

第8次佐賀県卸売市場整備計画

佐 賀 県

第 8 次 佐 賀 県 卸 売 市 場 整 備 計 画

はじめに

卸売市場整備計画は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 6 条に基づき、おおむね 5 年ごとに定められる国の卸売市場整備基本方針に即して策定することとなっている。

平成 16 年 10 月 1 日に、第 8 次卸売市場整備基本方針が策定されたことから、県内の生鮮食料品等の需給の安定と公正かつ適正な価格形成を図り、もって県民の食生活の安定向上に資するため、「第 8 次佐賀県卸売市場整備計画」を策定する。

なお、食肉を取り扱う卸売市場は県内には存在せず、市場外流通や県外市場での取引が行われていることから、食肉を除く市場を対象として計画を策定する。

第 1 目標年度

この計画は、平成 17 年度を初年度とし、平成 22 年度を目標年度とする。なお、基準年度は平成 15 年度とする。

第 2 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

【人口】

本県の人口は、全国の人口が微増している中で、平成 8 年の 885,176 人をピークに減少し続け、基準年度で 871,884 人となっている。目標年度の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、852,000 人程度になると見込まれている。

第 1 表 県人口の推移と見通し

年 度	平成 2 年	平成 7 年 (平成 8 年)	平成 12 年	平成 15 年 (基準年度)	平成 22 年 (目標年度)	22 年/15 年
人口 (人)	877,851	884,316 (885,176)	876,654	871,884	852,000	98%

資料：平成 2 年、平成 7 年、平成 12 年は総務省の国勢調査、
平成 8 年、平成 15 年は県統計調査課の人口移動調査
平成 22 年は国立社会保障・人口問題研究所の都道府県人口推計による。

【生鮮食料品等の需要】

① 青果物（野菜・果実）

青果物の需要は、野菜が減少傾向、果実が横這いで推移しているが、今後、「食料・農業・農村基本計画」にも示されている、望ましい食生活の実現に向けた食育の推進、食生活の改善に資する品目の消費拡大等の取り組みにより増加するものと見込まれる。

野菜の総需要量は、基準年度で **109.0** 千トン、目標年度で **109.1** 千トン（増加率 0%）と見込まれる。

果実の総需要量は、人口が減少することから、基準年度で **53.7** 千トン、目標年度で **52.8** 千トン（減少率 2%）と見込まれる。

② 花き

花きの需要は、ガーデニングが国民の生活の中で定着するなどの進展がみられるものの、横這いなし微減傾向にあるが、今後、拡大傾向にある家庭用を初めとした消費ニーズに的確に対応した花きの提供等への取り組みにより、増加が見込まれる。

総需要量は、基準年度で切花 **42.3** 百万本、鉢物 **14.2** 百万鉢、目標年度で切花 **43.4** 百万本（増加率 3%）、鉢物 **14.7** 百万鉢（増加率 3%）と見込まれる。

③ 水産物

水産物の需要は、やや減少傾向にあるが、今後は、健康志向等を背景として、現状程度で推移するものと見込まれる。

総需要量は、人口が減少することから、基準年度で **57.1** 千トン、目標年度で **54.6** 千トン（減少率 4%）と見込まれる。

第 2 表 本県における生鮮食料品等の需要の現状と見通し

区分 年度	人 口	品 目	1 人当たりの 年間需要量	総 需 要 量	備 考
H15	871,884 人	野 菜	125.0kg	108,986 t	1. 野菜はいも類を含む。 果実は果実的野菜を含む。 水産物は海草を含む。
		果 実	61.6kg	53,708 t	
		花 切花	48.5 本	42,286 千本	
		き 鉢物	16.3 鉢	14,212 千鉢	
		水産物	65.5kg	57,108 t	
H22	852,000 人	野 菜	128.1kg	109,141 t	2. 1 人当たりの年間需要量は、野菜、果実、水産物は農林水産省「食料需給表」（平成 15 年確定値）の粗食料、花きは同省「花き産業振興方針」より算出した。 平成 22 年度は流通課推計値。
		果 実	62.0kg	52,824 t	
		花 切花	50.9 本	43,367 千本	
		き 鉢物	17.2 鉢	14,654 千鉢	
		水産物	64.1kg	54,613 t	
H22/H15	98%	野 菜	103%	100%	
		果 実	101%	98%	
		花 切花	105%	103%	
		き 鉢物	106%	103%	
		水産物	98%	96%	

(2) 供給の現状

① 青果物（野菜・果実）

ア 野菜

本県の野菜は、平坦地では、きゅうり、アスパラガス、なす、トマト等の施設野菜や、たまねぎ、キャベツ、れんこん等の露地野菜、また、夏期冷涼な山間地等では、こねぎ、ほうれんそう、レタス、など多彩な産地を形成しており、本県の農業産出額の約 24%を占める重要な作目となっている。

基準年度において、生産量は 208 千トン、出荷量は 183 千トンで、うち県内卸売市場仕向量は 26 千トン（仕向割合 14%）、県外仕向け等その他は 157 千トン（仕向割合 86%）である。

現在、徹底した生産・販売コストの低減、消費者ニーズに対応するための高品質化や安全・安心な野菜の生産などによる高付加価値化、契約取引による販路拡大や価格の安定化などへ取り組まれている。

イ 果実

本県の果実は、中山間地域農業の基幹作物として重要な地位を占めており、全国有数のうんしゅうみかん産地をはじめ、なし、中晩柑、ぶどう等の多彩な産地を形成している。なかでも、ハウスみかんは、生産量全国 1 位の地位を占めており、露地うんしゅうみかんでは、マルチ栽培による糖度の高いブランドみかんの生産が拡大している。また、なしについては、品質向上や生産安定のための施設栽培の導入が進んでいる。

果実的野菜のいちごについては、本県青果物の柱として定着しており、品質面においても高い評価を得ている。

加工用では、うんしゅうみかんの果汁が中心であり、出荷量の約 1 割が加工用に仕向けられている。

基準年度において、生産量は 119 千トン、出荷量は 110 千トンで、うち県内卸売市場仕向量は 14 千トン（仕向割合 12%）、県外仕向け等その他は 96 千トン（仕向割合 88%）である。

現在、産地の維持・発展に向け、高品質果実の安定生産・出荷のための取り組みや、園地基盤整備や省力機械の導入等による生産の効率化や担い手農家の規模拡大などへ取り組まれている。

第 3 表 青果物供給の現状

(単位：t)

区分 年度	品目	生産量	出荷量	左の内訳	
				県内卸売市場 仕 向 量	その他
H15	野 菜	208,261	182,645	25,816	156,829
	果 実	119,020	109,554	13,603	95,951
	計	327,281	292,199	39,419	252,780

② 花き

本県の花きは、バラなどの切花の生産は減少傾向にあるが、ガーデニングの普及・定着を背景に、観葉植物や洋ランなどの鉢物類や、パンジー、ペチュニアなどの花壇用苗もの類の生産が拡大している。

基準年度において、作付面積は **196ha**（切花 **149ha**、鉢物 **47ha**）となっており、切花の出荷量は **62.8** 百万本で、うち県内卸売市場仕向量は **19.8** 百万本（仕向割合 **32%**）、県外仕向け等その他は **43.0** 百万本（仕向割合 **68%**）となっている。また、鉢物の出荷量は **23.7** 百万鉢で、うち県内卸売市場仕向量は **1.6** 百万鉢（仕向割合 **7%**）、県外仕向け等その他は **22.3** 百万鉢（仕向割合 **93%**）となっている。

現在、高品質化・省力化の促進や、生産出荷の組織化などによる体質の強い産地の育成、拡大、さらには「さがの花」の銘柄確立などへ取り組まれている。

第4表 花き供給の現状

(単位：ha、千本、千鉢)

年度	区分 品 目	作付面積	出荷量	左の内訳	
				県内卸売市場 仕 向 量	その他
H15	切 花	149	62,800	19,761	43,039
	鉢 物	47	23,860	1,551	22,309

③ 水産物

本県の産地市場取扱量は、近年 3 万トン～5 万トンであるが、その約 6～8 割が東シナ海の大中小型まき網漁業で漁獲されるアジ、サバ、イワシ等の多獲性魚である

東シナ海漁場からの水揚量は、水産資源の減少はもとより、新日韓・日中漁業協定の発効に伴う漁場制限等により減少傾向にあったが、近年は一定の水準を保っている。

一方、沿岸漁業生産については、水産資源は減少傾向にあるものの、漁場の整備開発、栽培漁業の推進等沿岸漁業資源の維持増大が図られている。

さらに、産地市場水揚げ量の **99%**（平成 15 年度）を占める唐津港では、後背地に水産加工団地を控え、また魚体選別機、大型冷蔵庫、荷さばき施設等が整っていることから、西日本における主要な産地市場としての地位を築いているが、今後近隣市場との競争が激化することが見込まれ、集荷努力が一層必要とされる。

基準年度における産地市場取扱量は **45** 千トンである。

第5表 水産物供給の現状

(単位：t)

年度	区分	取扱量	うち生鮮向け
H15		45,474	21,158

(3) 卸売市場流通の現状と見通し

① 青果物

県内の青果物の卸売市場は、地方卸売市場 12 市場である。(平成 17 年 10 月 1 日現在)

ア 野菜

基準年度において、県内市場取扱量は、80.3 千トンで、需要量 109.0 千トンに対する市場供給率は 74%となっている。

市場取扱量 80.3 千トンのうち、県内産入荷量は 25.8 千トン (入荷率 32%)、県外産入荷量は 54.5 千トン (入荷率 68%) である。

今後、目標年度における市場取扱量は 80.4 千トン (増加率 0%)、うち県内産入荷量は県産農産物の愛用推進などの地産地消への取り組みなどにより、28.1 千トン (増加率 9%) と見込まれる。

イ 果実

基準年度において、県内市場取扱量は、35.1 千トンで、需要量 53.7 千トンに対する市場供給率は 65%となっている。

市場取扱量 35.1 千トンのうち、県内産入荷量は 13.6 千トン (入荷率 39%)、県外産入荷量は 21.5 千トン (入荷率 61%) である。

今後、目標年度における市場取扱量は 34.5 千トン (減少率 2%)、うち県内産入荷量は、県産農産物の愛用推進などの地産地消への取り組みなどにより 13.8 千トン (増加率 1%) と見込まれる。

第 6 表 青果物の卸売市場流通の現状と見通し

(単位：t)

区分 年度	品目	需要量	市場取扱量	左の内訳		市場供給率
				県内産	県外産	
H15	野菜	108,986	80,297	25,816	54,481	74%
	果実	53,708	35,082	13,603	21,479	65%
	計	162,694	115,379	39,419	75,960	71%
H22	野菜	109,141	80,409	28,143	52,266	74%
	果実	52,824	34,503	13,801	20,702	65%
	計	161,965	114,912	41,944	72,968	71%
H22/H15	野菜	100%	100%	109%	96%	
	果実	98%	98%	101%	96%	
	計	100%	100%	106%	96%	

- (注) 1 平成 15 年度の市場取扱量は、平成 15 年 1 月～12 月の実績。
2 市場供給率は、市場取扱量を需要量で除して算出した。

② 花き

県内の花き市場は、地方卸売市場2市場である。(平成17年10月1日現在)

基準年度において、切花の市場取扱量は30.7百万本で、総需要量42.3百万本に対する市場供給率は73%である。また、鉢物の市場取扱量は、221万鉢で、総需要量14.2百万鉢に対する市場供給率は16%となっている。

切花については、市場取扱量のうち県内産入荷量は19.8百万本(入荷率64%)で、県外産入荷量は11.0百万本(入荷率36%)となっている。

また、鉢物については、市場取扱量のうち県内産入荷量は155万鉢(入荷率69%)で、県外産入荷量は66万鉢(入荷率30%)となっている。

目標年度における市場取扱量は、切花で31.5百万本(増加率3%)、うち県内産取扱量20.5百万本(増加率4%)、鉢物で228万鉢(増加率3%)、うち県内産取扱量167万鉢(増加率7%)と見込まれる。

第7表 花きの卸売市場流通の現状と見通し

(単位：千本、千鉢)

区分 年度	品目	需要量	市場取扱量	左の内訳		市場 供給率
				県内産	県外産	
H15	切花	42,286	30,738	19,761	10,977	73%
	鉢物	14,212	2,213	1,551	662	16%
H22	切花	43,367	31,524	20,491	11,033	73%
	鉢物	14,654	2,282	1,666	616	16%
H22/H15	切花	103%	103%	104%	101%	
	鉢物	103%	103%	107%	93%	

(注) 1 平成15年度の市場取扱量は、平成15年1月～12月の実績。

2 市場供給率は、市場取扱量を需要量で除して算出した。

③ 水産物

県内の水産物卸売市場は、地方卸売市場 8 市場（産地 3、消費地 5）、小規模市場 2 の計 10 市場となっている。（平成 17 年 10 月 1 日現在）

ア 産地市場

産地市場の基準年度における市場取扱量は 45 千トンで、そのうち 21 千トンが生鮮向けとなっている。

産地市場の動向としては、産地市場間の競争の激化が見られるものの、漁場の整備開発や栽培漁業の推進、また唐津港周辺の流通加工施設の整備拡充等により、近年の水準を維持するものと見込まれる。

したがって、目標年度における市場取扱量は 45 千トン（減少率 2%）で、そのうち 19 千トン（減少率 10%）が生鮮向けと見込まれる。

イ 消費地市場

消費地市場の基準年度における市場取扱量は、26 千トンで、そのうち県内からの入荷量は 2 千トン（入荷率 9%）、県外からの入荷量は 24 千トン（91%）である。

今後、消費地市場の取扱については近年の水準を維持するものと見られ、市場取扱量は 24 千トン、そのうち県内入荷量は 3 千トン（入荷率 12%）と見込まれる。

第 8 表 水産物の卸売市場流通の現状と見通し

（単位：t）

区分 年度	産地市場取扱量				
	計	うち生鮮用			
		小計	県外向け	県内市場向け	地元消費 (A)
H15	45,474	21,158	11,094	635	9,429
H22	44,541	19,045	9,193	443	9,409
H22/H15	98%	90%	83%	70%	100%

区分 年度	消費地市場取扱量			総計	県内 需要量 (D)	市場供給率 (A)+(B)+(C) (D)
	計	県外入荷 (B)	県内入荷 (C)			
H15	26,187	23,773	2,414	71,661	57,108	62%
H22	24,393	21,486	2,907	68,934	54,613	62%
H22/H15	93%	90%	120%	96%	96%	100%

2 品目別流通圏の設定

品目別流通圏は、卸売市場の流通、道路等交通網の整備状況、人口の集中度、広域流通の進展に伴う経済圏の形成及び自然的・経済的・社会的諸条件を勘案し、次のとおり設定する。

(1) 青果物及び花きの流通圏

本県は、総面積で**2,439**平方キロメートル（全国の総面積に占める割合**0.65%**）と、コンパクトにまとまった地形となっており、人口は県内**8**つの市を中心に県全体に分布している分散型県土となっている。

また、道路交通網の整備では、県内主要都市間を約**55**分で到達することができるよう、九州横断自動車道を基軸とした、広域的な幹線道路ネットワークを形成するため、西九州自動車道、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、国道**498**号等の整備が進められている。

このほか、農協合併等により産地の大型化が進展し、広域流通に対応した集出荷体制の整備が進んでいる。

このような状況を踏まえて、青果物及び花きの流通圏は県内全域とする。

(2) 水産物の流通圏

本県は、北部は玄界灘、南部は有明海という異なった海域に面し、県北部の産地市場から県南部等の消費地市場への水産物の流通量は少ないという現状があり、県北部と県南部は異なった流通圏を形成している。

このような状況を踏まえて、水産物の流通圏は県南部等の佐賀流通圏と県北部の唐津流通圏とに区分する。

① 佐賀流通圏

佐賀市を中心として、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市を含む**6**市**17**町**2**村によって形成される圏域。

② 唐津流通圏

唐津市、伊万里市を含む**2**市**3**町**1**村によって形成される圏域。

品目別流通圏の設定

第9表-①（青果物）

流通圏	区域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量	
		H15 (基準年度)	H22 (目標年度)	H15 (基準年度)	H22 (目標年度)	H15 (基準年度)	H22 (目標年度)
		人	人	人	人	t	t
県内全域	県内 全市町村	871,884	852,000	(野菜)	627,708	(野菜)	80,409
				642,376		80,297	
				(果実)	556,502	(果実)	34,503
				569,513		35,082	

(注) 市場供給対象人口は、流通圏人口に市場供給率を乗じて算出した。

第9表-②（花き）

流通圏	区域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量	
		H15 (基準年度)	H22 (目標年度)	H15 (基準年度)	H22 (目標年度)	H15 (基準年度)	H22 (目標年度)
		人	人	人	人	千本・千鉢	千本・千鉢
県内全域	県内 全市町村	871,884	852,000	(切花)	619,332	(切花)	31,524
				633,773		30,738	
				(鉢物)	132,674	(鉢物)	2,282
				135,767		2,213	

(注) 市場供給対象人口は、流通圏人口に市場供給率を乗じて算出した。

第9表－③（水産物）

流通圏	区域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量	
		H15 (基準年度)	H22 (目標年度)	H15 (基準年度)	H22 (目標年度)	H15 (基準年度)	H22 (目標年度)
佐賀	佐賀市	651,604	636,744	398,733	379,269	26,117	24,311
	鳥栖市						
	多久市						
	武雄市						
	鹿島市						
	小城市						
	佐賀郡						
	神埼郡						
	三養基郡						
	杵島郡						
藤津郡							
唐津	唐津市	220,280	215,256	145,026	148,065	9,499	9,491
	伊万里市						
	東松浦郡						
	西松浦郡						
合計		871,884	852,000	543,759	527,334	35,616	33,802

(注) 市場供給対象人口は、流通圏ごとに市場取扱量（産地市場取扱量は県内消費分のみ）を需要量で除した数値に人口を乗じて算出した。

第1図 流通圏の設定（青果物・花き）



第2図 流通圏の設定（水産物）

No.2 唐津流通圏



第3図-① 卸売市場の分布状況（青果物）



凡例	
○	地方卸売市場

第3図-② 卸売市場の分布状況（花き）



凡例	
○	地方卸売市場

第3図-③ 卸売市場の分布状況（水産物）



凡例	
○	産地市場（地方卸売市場）
◎	消費地市場（地方卸売市場）
●	消費地市場（小規模）

既設卸売市場・卸売業者一覧

第10表一①（青果物）

市 場 名	取扱品目	卸 売 業 者 名
地方卸売市場 佐賀青果市場	青果物	株式会社佐賀青果市場
〃 佐賀中央青果市場	〃	株式会社佐賀中央青果市場
〃 佐賀青果市場多久分場	〃	株式会社佐賀青果市場
〃 牛津青果市場	〃	牛津青果株式会社
〃 鳥栖中央青果市場	〃	株式会社国崎商行
〃 鳥栖青果市場	〃	鳥栖青果市場株式会社
〃 唐津中央青果市場	〃	東松浦園芸販売農業協同組合連合会
〃 唐津青果市場	〃	唐津青果株式会社
〃 伊万里青果市場	〃	株式会社伊万里青果市場
〃 武雄大同青果市場	〃	株式会社武雄大同青果市場
〃 大町中央青果市場	〃	中央青果株式会社
〃 鹿島青果市場	〃	鹿島青果株式会社

第10表一②（花き）

市 場 名	取扱品目	卸 売 業 者 名
地方卸売市場 佐賀花市場	花き	株式会社佐賀花市場
〃 唐津花市場	〃	株式会社唐津花市場

第10表一③（水産物）

市 場 名	取扱品目	卸 売 業 者 名
地方卸売市場 佐賀魚株式会社	水産物	佐賀魚株式会社
〃 神埼魚市場	〃	株式会社神埼魚市場
〃 鳥栖魚市場	〃	有限会社鳥栖魚市場
〃 杵島魚市場	〃	杵島魚市場株式会社
〃 唐津魚市場	〃	株式会社唐津魚市場
〃 佐賀県玄海漁業協同組合連合会	〃	佐賀県玄海漁業協同組合連合会
〃 高串漁業協同組合魚市場	〃	高串漁業協同組合
〃 鹿島魚市場	〃	鹿島魚市場株式会社
(小規模) 牛津魚市場	〃	牛津魚市場協同組合
(小規模) 伊万里鮮魚サービス	〃	伊万里鮮魚サービス

3 卸売市場配置計画

近年、生鮮食料品等の流通の拠点である卸売市場を取り巻く環境は、産地の大型化、量販店の拡大、流通の広域化、輸入品の増大に加えて、消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりなど大きく変化している。

このような環境の変化に対応するため、今後とも、生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通が確保されるよう、卸売市場の適正な配置を推進することとし、地域の集荷力を強化を図る上での拠点となる地域拠点市場を定め、適正な配置を推進する。(水産物産地市場を除く。)

この地域拠点市場については、国の卸売市場整備基本方針に示された目標年度における取扱数量に達するよう、統合及び連携を推進する。

(1) 青果物

県内の青果物の卸売市場は、地方卸売市場 12 市場が開設されている。

卸売市場整備基本方針に示された地域拠点市場としての目標年度における取扱数量 15 千トンに既に達している市場は 2 市場と少なく、今後、集荷力の強化を図るため、地域拠点市場 3 市場を含む 4 市場への統合を段階的に推進する。

(2) 花き

県内の花き卸売市場は、花き主産地を背景にした佐賀市と唐津市に 2 市場が開設されている。

両市場とも地域における生産、流通の拠点機能を果たしていることから存置し、今後、集荷力の強化を図るため、連携を推進する。

(3) 水産物

県内の水産物卸売市場は、地方卸売市場 8 (消費地市場 5、産地市場 3)、小規模市場 2 の計 10 市場であり、佐賀流通圏に 6 (消費地)、唐津流通圏に 4 (消費地 1、産地 3) 市場が開設されている。

県内の水産物消費地市場については、今後、集荷力の向上を図るため、卸売市場整備基本方針に示された地域拠点市場としての目標年度における取扱数量 7 千トン以上に既に達している市場 1 市場を地域拠点市場とし、1 地域拠点市場を含む 2 市場への統合を段階的に推進する。

産地市場については、「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針(平成 13 年 3 月 30 日水産庁長官通知)」に示された産地市場のタイプ別ごとの目標年度の取扱数量は、大量広域流通圏型は 24 千トン以上、地域拠点型は 5 千トン以上となっている。

県内産地市場では目標値に達している市場は 1 市場のみで、流通基地として効率的に十分機能を発揮できるよう、今後 1 市場への統合を段階的に推進する。

卸 売 市 場 配 置 計 画

第 1 1 表一①（青果物）

流通圏	既存市場				目標年度までの整備方針				備考
	No.	市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	配置位置	区分	取扱品目	
県内全域	1	佐賀市	佐賀青果市場	民営	1 地域拠点市場に段階的に統合を推進する	佐賀市	民営又は公設(第3セクターを含む)	青果物	
	2	〃	佐賀中央青果市場	〃					
	3	多久市	佐賀青果市場 多久分場	〃					
	4	小城市	牛津青果市場	〃					
	5	鳥栖市	鳥栖中央青果市場	〃	統合を推進する	鳥栖市			
	6	〃	鳥栖青果市場	〃					
	7	唐津市	唐津中央青果市場	〃	1 地域拠点市場に統合を推進する	唐津市			
	8	〃	唐津青果市場	〃					
	9	伊万里市	伊万里青果市場	〃	1 地域拠点市場に段階的に統合を推進する	伊万里市 武雄市 又は 鹿島市			
	10	武雄市	武雄大同青果市場	〃					
	11	大町町	大町中央青果市場	〃					
	12	鹿島市	鹿島青果市場	〃					

第 1 1 表一②（花き）

流通圏	既存市場				目標年度までの整備方針				備考
	No.	市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	配置位置	区分	取扱品目	
県内全域	1	佐賀市	佐賀花市場	民営	両市場を存置し、連携を推進する	佐賀市	民営	花き	
	2	唐津市	唐津花市場	〃		唐津市	民営		

(注) 配置位置…流通圏において市場を配置する市町村

第11表-③ (水産物)

流通圏	既存市場				目標年度までの整備方針				備考
	No.	市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	配置位置	区分	取扱品目	
佐賀	1	佐賀市	佐賀魚株式会社	民営	1 地域拠点市場を含む2市場へ段階的に統合を推進する	佐賀市 鹿島市	民営	水産物	
	2	小城市	牛津魚市場 (小規模)	〃					
	3	神埼町	神埼魚市場	〃					
	4	鳥栖市	鳥栖魚市場	〃					
	5	江北町	杵島魚市場	〃					
	6	鹿島市	鹿島魚市場	〃					
唐津	7	唐津市	唐津魚市場 (産)	〃	1 市場へ段階的に統合を推進する	唐津市	民営又は公設 (第3セクターを含む)		
	8	〃	佐賀県玄海漁業協同組合連合会 (産)	〃					
	9	〃	高串漁業協同組合魚市場 (産)	〃					
	10	伊万里市	伊万里鮮魚サービス (小規模)	〃					

(注) 配置位置…流通圏において市場を配置する市町村
 (産) …産地市場
 (小規模) …地方卸売市場の規模に満たない市場

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類・規模・配置及び構造に関する指標

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売店、外食産業等の広域チェーン展開等による生鮮食料品流通の広域化、市街地等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう、十分な見通しを踏まえて行う。この場合、特に次の事項について留意するものとする。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類の種類は次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全・安心に対する要請の高まり及び環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとする。

売場施設
駐車施設
貯蔵・保管施設
輸送・搬送施設
衛生施設
情報・事務処理施設
管理施設
加工処理施設
福利厚生施設
関連事業施設
以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項

施設の規模については、別記「卸売市場施設規模算定基準」に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者や実需者の顧客のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や、市場流通コストの削減に向けて、特に次の事項に留意するとともに、施設整備については、PFI事業を活用するなど市場流通コストの削減に努めるものとする。

- (1) 取扱数量の増大が見込まれる市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。
- (2) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を遮断する閉鎖型の施設とすること。また、低温卸売場、温度帯別冷蔵庫、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置すること。
- (3) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (4) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの基幹としての卸売市場施設の適切な運営の確保や、トレーサビリティシステム（情報追跡システム）の確立のための情報技術の活用等に十分配慮すること。
- (5) 卸売市場運営の効率化、卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
 - ① 取引における生鮮EDI標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）の活用、無線ICタグ（メモリ機能を有する極小ICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用
 - ② 産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器の導入に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるLAN（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備、通い容器の一時保管場所の確保に努めること。
- (6) 小売形態の変化に対応した仲卸業務の機能の充実等に資する保管・加工処理・配送施設を整備すること。また、消費者ニーズに応える商品作りのため、市場関係者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組を推進すること。
- (7) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備のほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。
- (8) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。

第4 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場の取引について、公正性・透明性を確保しつつ、流通コストの削減や生産者、実需者のニーズに的確に対応することを通じた卸売市場の取引の活性化を図られるよう、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 卸売市場における売買取引の方法については、各市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各市場の持っている経済的地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、その遵守を図ること。この売買取引の方法の設定に当たっては、取引情報の公表の充実措置を踏まえ、各市場における市場取引委員会の場合等において売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (2) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や最適物流の実現による物流コストの削減を図るため、委託集荷原則の廃止や商物一致の原則の例外措置の拡充を踏まえ、各市場においては市場取引委員会の場合等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下での卸売市場に適合したサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。
- (3) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するため、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のための生産者、実需者等との連携についての規制緩和措置を受けて、各市場においては市場間連携等による集荷力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場合等で十分な議論を行うこと。
- (4) 卸売業者及び仲卸業者の市場外での販売行為規制の緩和措置の運用に当たっては、卸売業者及び仲卸業者による市場外での販売行為により、卸売市場における取引秩序に支障が生じることのないよう、市場取引委員会の場合等で十分な議論を行うこと。
- (5) 卸売市場における売買取引について、適切な価格形成を図るとともに、円滑・確実な決済を確保すること。
- (6) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進すること。また、食の安全・安心の確保に対応するため、卸売市場の取引においては、卸売を行った生鮮食料品の仕入れ先、卸売を行った日等の情報の記録を適切に行うとともに、産地が提供する生産履歴情報等の適切な伝達を図るトレーサビリティシステムの確立に努めること。
- (7) 量販店等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組み、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 電子商取引、予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管等の効率化等に配慮して保管・加工処理・配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者は、温度管理による生鮮食料品等の鮮度保持、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化を図るとともに、次の事項に留意し、品質管理の高度化に取り組むものとする。

(1) 荷受け段階

- ① 卸売場にトラックを侵入させない荷下ろし体制の整備、荷下ろし時におけるアイドリングの禁止
- ② 物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認
- ③ 物品が結露しないための輸送温度、場内温度の設定
- ④ 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示

(2) 卸売段階

- ① 低温卸売場での取引や見本ぜりの活用
- ② 物品の床への直置きや引きずりの禁止
- ③ 卸売場の衛生的な利用、禁煙や飲食の禁止
- ④ 取引後の速やかな物品の搬出

(3) 仲卸段階

- ① 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去
- ② 定温倉庫や冷蔵庫での保管期間の短縮
- ③ 花き（切花）にあっては、清潔な容器や水の維持

(4) 配送段階

- ① 買荷保管所又は積込所等における滞留時間の短縮
- ② 保冷・冷凍車両の利用の推進
- ③ 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みの推進

(5) その他

- ① 青果物にあっては、通い容器を利用する場合には、洗浄・殺菌の徹底
- ② 水産物にあっては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生上講ずべき措置の基準の遵守
- ③ 花きにあっては、直接的な冷暖風からの遮断、品質保持効果の高い切花のバケツ（専用容器）流通の推進

第5 卸売業者及び仲買人の経営の近代化に関する事項

卸売業者、仲買人の経営の体質強化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

1 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化、市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる市場の卸売業者同士の統合大型化、青果、水産物等取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化、連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

第12表－①（水産物産地市場を除く）

部類別 市場別	青果物卸売業者	水産物卸売業者	花き卸売業者
地方卸売市場	100 百万円	160 百万円	80 百万円

第12表－②（水産物産地市場）

部類別 市場別	大量広域流通圏型	地域拠点型
地方卸売市場	330 百万円	300 百万円

(注) この表に示す水準は、平成13年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 卸売業者の経営状況の悪化に対処し、卸売業者の経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により卸売業者の財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減、経営多角化による経営改善を図ること。

また、経営の安定を図るため、第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。

- (3) 管理部門について、電算化の推進と計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的、一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。

- (4) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。

- (5) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷販売力の強化及び実需者、小売業者等との連携を深めることによる国内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努めること。
- (6) 平成 21 年 4 月から機能・サービスに見合った卸売手数料を弾力的に徴収することができることとなるが、卸売業者はその経営が手数料収入に大きく依存している実態を踏まえ、円滑な移行ができるよう取引方法や提供するサービスの充実、経営体質の強化に努めること。

2 仲買人

- (1) 仲買人の経営の発展を図るため、仲買人の数の大幅な縮減を図ることを基本とし、市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、市場整備等の機会をとらえて経営の移譲及び合併による統合、関係業者間の提携関係の強化を図ること。
- (2) 仲買人の経営状況の悪化に対処し、仲買人の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、開設者が財務基準を定め、これに基づき仲買人の経営の早期改善を図ること。
- (3) 小売店、外食産業等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事務処理、配送等の販売業者機能の強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売店等の営業の動向に対応した市場の休業日の営業の実現に努めること。
- (4) 関係業者間の提携関係の強化を図りつつ、大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、生産者との連携強化に取り組むことにより、新たな国内農林水産物の需要の開拓に努めること。
- (5) 情報機器の活用等により経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等によりコストの削減を進めること。

第6 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

その他卸売市場の整備を図るため、特に次の事項に留意するものとする。

- 1 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入を図る等、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係事業者の経営の合理化に直結することを重視して、早急にその推進を図ること。
- 2 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努めること。
- 3 食品の安全性の確保と環境問題の深刻化に対応するため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい処理施設及び汚水処理施設の整備、食品廃棄物、包装廃棄物等の減量化のための品質管理設備の導入、通い容器等の活用推進に努めること。また、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに努めるなど、関係事業者の環境への取組を推進すること。
- 4 関係事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。
- 5 災害時等の緊急の事態に際し卸売市場の果たす機能の重要性にかんがみ、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時等において適切な対応が確保されるよう努めること。
- 6 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解の醸成や「食」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保、消費者を対象とした表示に関する講習会や料理教室等の利用にも配慮すること。
- 7 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務についての公表とともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を広く公開・提供するよう努めること。

別記

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i : 目標年度における売場施設の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

f_i : 売場施設経由率

μ_i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自動車利用状況を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25m^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t : 目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ_o : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模